

令和7年度「青森県特産品コンクール」実施要領

(主催：公益社団法人青森県物産振興協会)

1 開催趣旨

県産品の更なる振興と事業者育成支援の観点から、本県で加工されている食品・工芸品のレベルアップを図るとともに、特に優れたものを表彰する

2 出品について

(1) 出品資格

- 原則として県内に住所又は主たる事業所を有する者とする。
- 過去に2か年にわたり、継続して表彰された商品は、出品できません。
- 過去に、企業として重大な指導や改善命令等を監督官庁より受けたことがある場合（例：食中毒を起こした等）は、出品できません。

(2) 出品部門

食品（菓子含む）部門

工芸部門

(3) 出品条件

- 県内で生産された農林水産物を主原料とした加工食品であり、3年以内に製品化された商品であること。
- 地域の特別な生産、製造方法等により生産された食品で、本県のイメージを強調できること。
- 食品表示法、薬事法、景品表示法、計量法、資源有効利用促進法等の関係諸法規に照らし、正しく表示されていること。

- 伝統的技術・技法または、新技術・新技法を活かし、開発されたもの。
 - 主として観光土産品として県内外に推奨できること。
 - 製造工程の主要部分が手工業的であること。
- ※工芸部門は、新商品に限らないため年数制限を設けないこととする。

(4) 審査基準

- ①地域の特性を生かして生産されたものであること。
- ②原料調達等の面で地域の発展・活性化に功績があると認められるもの。
- ③原料の加工利用法、開発商品の商品特性等が特に優れていると認められるもの。
- ④視覚的に優れており、かつ食味が優れないと認められるもの。
- ⑤表示・価格の適正なもの及び包装、包装デザイン等の優れているもの。

- ①原材料や技法・技術のいずれかに青森県らしさを感じるもの。
- ②製品品質が優れているもの。
- ③土産品としてのデザイン・包装が優れているもの。
- ④輸送や携帯をする前提できちんと対応されているもの。
- ⑤価格が適正であること。

(5) 賞の区分

- 青森県知事賞・・・・・・・・・・・・1点
- 青森県農林水産部長賞・・・・最大2点
- (公社)青森県物産振興協会会长賞・最大4点

- 青森県知事賞・・・・・・・・・・・・1点
- 青森県経済産業部長賞・・・・・・・・1点
- (公社)青森県物産振興協会会长賞・・1点

※今年度に限り、

青森りんご植栽150周年記念実行委員会委員長賞を創設します。

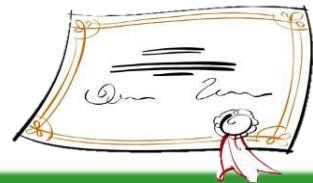
コンクール受賞商品（食品・工芸とも）が、りんご関連商品の場合、別途「青森りんご植栽150周年記念事業実行委員会」から賞状が授与されます。



150th Anniversary
AOMORI RINGO

※受賞者には、表彰式にて表彰状を授与します。

食品部門の青森県知事賞受賞商品は、青森県が「令和7年度優良ふるさと食品中央コンクール」（主催：一般財団法人食品産業センター）に推薦します。



(5) 申込書類

申込に際しては、次の書類を揃えてお申し込みください。

- ①令和7年度青森県特産品コンクール出品申込書【別紙1】
- ②令和7年度青森県特産品コンクールに係る調査票【別紙2】
- ③企業の概要が分かる資料(企業パンフレット、企業概要等)
- ④商品の概要が分かる資料
- ⑤食品表示部分がわかる資料(食品のみ)

食品を出品される場合



「①出品申込書」にある「食品表示」欄の記載は必須です。

各種法令に基づいた適正な表示が事業者の責務となります。

※受賞後に違反が判明した場合には、受賞を取り消すこともありますので、下記記載の食品表示についてのパンフレット及びリンク等を参照し、必ずご確認ください。



表示についてご不明な点は、別紙3「食品表示相談機関一覧」を参考に関係機関へご相談ください。相談が必要な場合は、事前連絡のうえ、回答まで期間を要することを念頭に、余裕を持ってお早めに対応してください。

パンフレット等

青森県版

| 共通事項 | 生鮮食品 | 加工食品 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">↗ 新たな食品表示制度(旧制度からの改正点) [1149KB]↗ 加工食品の新たな原料原産地表示制度(事業者向け) [28KB]↗ 加工食品の新たな原料原産地表示制度(消費者向け) [113KB] | <ul style="list-style-type: none">↗ 農産物編(米以外) [601KB]↗ 水産物編(ふぐ以外) [622KB]↗ 玄米・精米編 [791KB] | <ul style="list-style-type: none">↗ 農産物漬物編 [315KB]↗ ジャム類編 [1297KB]↗ 果実飲料編 [2087KB] |

消費者庁

- 法令・政令・府令等(消費者庁にリンク)
- 食品表示基準Q&Aについて(消費者庁にリンク)
- △ 遺伝子組換え表示制度の見直し [2600KB]

リンク集

- 消費者庁【食品表示企画(食品表示制度が消費者の食卓を守ります)】
- 農水省【食品表示に関する取組】
- 東北農政局【食品表示に関する取組】
- FAMIC【食品表示に関する情報】
- 八戸市【食品表示制度】

(6) 申込締切

◆令和7年6月27日(金)

申込書等提出書類は、郵送または、メールにて提出してください。

※詳細は、当要領最終ページのお問合せ先をご参照ください。

3 審査会等について

審査会は、出品者本人によるプレゼン形式で行います。

食品部門の試食は、必須です。速やかに提供できるよう事前の準備をお願いします。

(1) 開催日・審査料等

| | |
|-----|--|
| 審査日 | 令和7年7月29日(火) |
| 会場 | 〒030-0801 青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館7階研修室 |
| 審査員 | 主催者が依頼する各分野の専門家 |
| 審査料 | <p>1品目 協会会員 2,000円(税込) 協会非会員 5,000円(税込) ※2~3品目は上記金額の半額 【令和7年7月25日(金)までに下記口座にお振込みください。】 ※請求書の発行はいたしませんので、ご入用の際はご連絡ください。</p> <p>～振込先～ 青森みちのく銀行 県庁支店 普通口座33654 (公社)青森県物産振興協会 シヤ)アオモリケンブッサンシソウキョウカイ</p>  |

(2) プrezen及び試食方法等

| | |
|---------|--|
| プレゼン方法 | <ul style="list-style-type: none"> 各者に、長テーブル(1.8m×0.6m)2台を用意します。 (プレゼン用1台、作業用1台) 商品チラシや装飾グッズ、POP等ございましたらご使用ください。 事前申請いただければ、電気のみ使用可能です。 |
| 食品部門の試食 | <ul style="list-style-type: none"> 審査員10名程度の試食用商品、提供するための試食グッズをご準備ください。 |
| 審議用サンプル | <ul style="list-style-type: none"> 食品については、サンプルとして、商品を1点ご提供。工芸品については、着払いにて返却対応いたします。 工芸品については、サンプルとしてお預かりし、後日着払いにて返却いたします。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> プレゼンに係るゴミについては、全て持ち帰りとなります。 試食準備で発生した生ごみ等も同様にお持ち帰りください。 |

※各出品者のタイムスケジュールは、後日お知らせします。

.....



(3) 審査結果及び表彰式

◆審査結果

令和7年8月下旬にメールで通知します。

◆表彰式

令和7年9月上旬(予定)

場所：青森市内

(4) お問合せ及び書類提出先

(公社)青森県物産振興協会 担当：張間
 TEL:017-777-4616 FAX:017-777-4620
 〒030-0801 青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館3階
 データ提出先 (E-mail) : harima@aomori-bussan.or.jp
 ホームページアドレス : <http://www.aomori-bussan.or.jp/>

【申込書の提出期限】令和7年6月27日(金)必着
 ※「チラシ裏面」と「出品申込書(別紙1)」は違いますので、ご留意ください。